

お客さま 各位

AIG損害保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」五類感染症への分類変更に伴う海外旅行保険重要事項説明書の一部変更について

2023年5月8日以降、「新型コロナウイルス感染症」の感染症法（注）上の分類が五類感染症へ変更されることが予定されています。これに伴い、海外旅行保険重要事項説明書の記載（「保険金をお支払いする主な場合」）につきまして、下記のとおり一部変更させていただきます。（注）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」をいいます。

記

<変更箇所>

1 契約締結前におけるご確認事項

(2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償

<変更内容>

	【変更前】	【変更後】
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いする主な場合
治療・救済費用保険金	<p>(前略)</p> <p><疾病治療費用部分></p> <p>(中略)</p> <p>①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>②旅行行程中に感染した感染症（※2）により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(中略)</p> <p>(※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）および指定感染症（※4）をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(※4)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。（2022年4月1日以降、補償対象となります。）</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p><疾病治療費用部分></p> <p>(中略)</p> <p>①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>②旅行行程中に感染した感染症（※2）により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(中略)</p> <p>(※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症（※4）および指定感染症（※5）をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(※4)2023年5月8日より、感染症法上の取扱いが五類感染症となる予定です（2023年2月現在）。したがって、五類感染症に変更となつた日以降に治療を開始した場合は上記<疾病治療費用部分>①の取扱いとなります。</p> <p>(※5)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。</p> <p>(後略)</p> <p>以下、文中の項番(※5)(※6)(※7)を、(※6)(※7)(※8)とします。</p>

<裏面に続きます。>

	【変更前】	【変更後】
保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合 (前略)	保険金をお支払いする主な場合 (前略)
疾病死亡 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●旅行行程中に病気により死亡した場合 ●旅行行程中または旅行行程終了後 72 時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程の終了日を含めて 30 日以内に死亡した場合（※2） ●旅行行程中に感染した感染症（※3）により、旅行行程の終了日を含めて 30 日以内に死亡した場合 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(※3)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) および指定感染症 (※4) をいいます。</p> <p>(※4)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。(2022 年 4 月 1 日以降、補償対象となります。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①旅行行程中に病気により死亡した場合 ②旅行行程中または旅行行程終了後 72 時間以内に発病した病気（※1）により、旅行行程の終了日を含めて 30 日以内に死亡した場合（※2） ③旅行行程中に感染した感染症（※3）により、旅行行程の終了日を含めて 30 日以内に死亡した場合 <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(※3)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法)」に規定する一類感染症から四類感染症、新型コロナウイルス感染症 (※4) および指定感染症 (※5) をいいます。</p> <p>(※4)2023 年 5 月 8 日より、感染症法上の取扱いが五類感染症となる予定です (2023 年 2 月現在)。したがって、五類感染症に変更となった日以降に死亡した場合は上記①または②の取扱いとなります。</p> <p>(※5)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。</p>

以 上